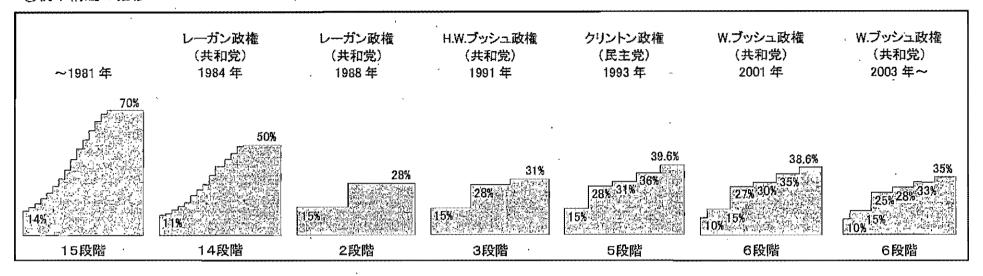
アメリカ 所得税制の変遷

①税率構造の推移



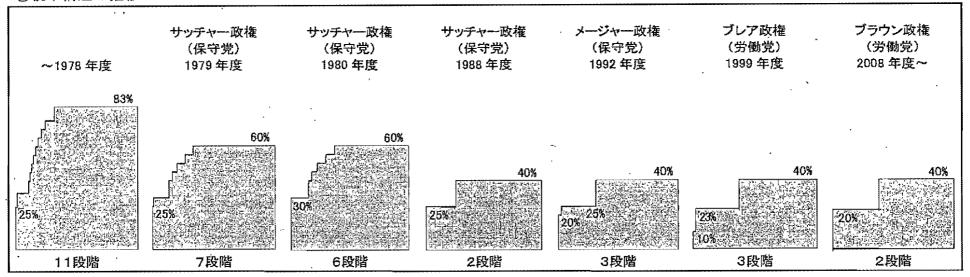
②課税方式・課税単位・主な人的控除等の変遷(10年ごとに見た場合)

	1980年		1990年		- 2000 年		2010年	
課税方式	申告納税		申告納税		申告納税		申告納税	
課税単位	個人単位又は夫婦単位選択制		個人単位又は夫婦単位の選択制		個人単位又は夫婦単位の選択制		個人単位又は夫婦単位の選択制	
納税者に係る 控除等(注)	概算控除 人的控除	3,400 ドル 1,000 ドル	概算控除 人的控除	5,450 ドル 2,050 ドル	概算控除 人的控除	7,350ドル 2,800ドル	1	11,400 ドル 3,650 ドル
配偶者に係る 控除等	人的控除	1,000ドル	人的控除	2,050 ドル	人的控除	2,800ドル	人的控除	3,650 ドル
被扶養親族に 係る控除等	人的控除	1,000 ドル	人的控除	2,050 ドル	人的控除 児童税額控除	2,800 ドル 500 ドル	人的控除 児童税額控除	3,650 ドル 1,000 ドル
地方税	ニューヨーク州税率 2~14%		ニューヨーク州税率 4~7.875%		ニューヨーク州税率 4~6.85%		ニューヨーク州税率 4~8.97%	

(注)表中の概算控除の数字は、夫婦共同申告者に係るもの。

イギリス 所得税制の変遷

①税率構造の推移



②課税方式・課税単位・主な人的控除等の変遷(10年ごとに見た場合)

	1980 年度	1990 年度	2000 年度	2009 年度
課税方式	賦課課税	賦課課税	申告納税(1996 年度から)	申告納税
課税単位	原則 夫婦合算単位 (個人単位も選択可)(注1)	個人単位	個人単位	個人単位
納税者に係る 控除等	既婚男性控除 (実質上の配偶者控除)	基礎控除 (3,005 ポンド)	基礎控除 (4,385 ポンド)	基礎控除 (6,475 ポンド)
配偶者に係る 控除等	(2,145 ポンド)	夫婦者控除(所得控除)(注 2) (1,720 ポンド)	就労世帯税額控除(注 3) (子どもを扶養する勤労世帯に	<u> </u>
被扶養者に係 る控除等	_	-	対する給付付き税額控除)	

- (注1) 所得税創設以来、夫婦は一つの課税単位として扱われ、税務上、妻の所得は夫の所得と見なされて課税されていた。1972 年度以降、夫婦の申請に基づき、 妻の勤労所得に限って、夫の所得から分離して所得税を賦課することが可能であった。
- (注2) 夫婦者控除は、既婚男性控除の廃止に伴い、夫婦者に導入されたもの。原則、最初に夫の所得から控除され、控除しきれない部分は妻の所得から控除することとされていた。2006 年度以降、原則廃止されているが、夫婦のいずれかが 1935 年 4 月 6 日より以前の生まれであり、制度廃止前に同制度の適用を受けていた場合は、現在でも引き続き適用を受けることができる。
- (注3) 就労世帯税額控除は、いわゆる給付付き税額控除。2003年及び2006年の改革により、現在の全額給付の就労税額控除に改組された。

ドイツ 所得税制の変遷

①税率構造の推移

コール政権 - (CDU/CSU) ~1985 年	コール政権 (CDU/CSU) 1990 年	コール政権 (CDU/CSU) 1996 年	シュレーダー政権 (SPD) 2001 年	シュレーダー政権 (SPD) 2004 年	シュレーダー政権 (SPD) 2005 年	メルケル政権 (CDU/CSU·SPD 2007年	・メルケル政権)(CDU/CSU・FDP) 2009 年~
56%	19%	53k 25,9%	19.9%	45% 16%	42% 15%	45% 42%	45% 14%
方程式	方程式	方程式	方程式	方程式	方程式	方程式	方程式

②課税方式・課税単位・主な人的控除等の変遷(10年ごとに見た場合)

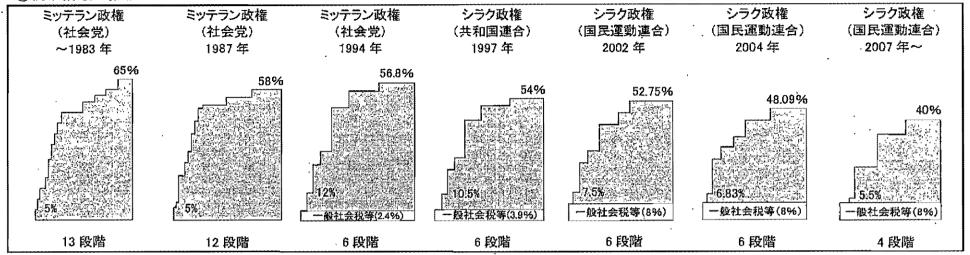
`	1980 年	1990 年	2000年	2010 年
課税方式	賦課課税	賦課課稅	賦課課税	賦課課税
課税単位	個人単位 又は 夫婦単位(二分二乗)選択制	個人単位 又は 夫婦単位(二分二乗)選択制	個人単位 又は 夫婦単位(二分二乗)選択制	個人単位 又は 夫婦単位(二分二乗)選択制
納税者に係る 控除等	税率不適用所得 (1,887ユーロ*) 基礎控除(261ユーロ*) 被用者控除 クリスマス控除 必要経費概算控除 特別支出控除 保険料控除	税率不適用所得 (2,871 ユーロ*) 被用者控除 クリスマス控除 必要経費概算控除 特別支出控除 保険料控除	税率不適用所得 (6,902 ユーロ*) 被用者概算控除 特別支出控除 保険料控除	税率不適用所得 (8,004 ユーロ) 被用者概算控除 特別支出控除 保険料控除
配偶者に係る控除等(注)	(税率不適用所得) (1,887 ユーロ*) (基礎控除)(261 ユーロ*) (特別支出控除)	(税率不適用所得) (2,871 ユーロ*) (特別支出控除)	(税率不適用所得) (6,902 ユーロ*) (特別支出控除)	(税率不適用所得) (8,004 ユーロ) (特別支出控除)
被扶養親族に 係る控除等	なし	児童控除*	児童手当・児童控除**	児童手当•児童控除**

(備考)*1980年、1990年及び2000年の金額については、1ユーロ=1.95583マルクで換算。

- **児童控除(所得控除)は、制度の簡素化等の目的で1975年に一旦廃止。その後、二分二乗方式を受けられない寡婦の税負担に対する考慮から1983年に再導入された。
- ***1996 年以降、児童手当(給付)と児童控除(所得控除)のどちらか有利な方のみが適用される制度となっている。一般的に、中・低所得層には児童手当、高所得層には児童控除が適用される。
- (注)夫婦単位課税(二分二乗方式)を選択する夫婦者の場合のみ適用可能。

フランス 所得税制の変遷

①税率構造の推移



(2)課税方式・課税単位・主な人的控除等の変遷(10年ごとに見た場合)

	1980 年	1990 年	2000 年	2010 年
課税方式	賦課課税	賦課課税	賦課課税	賦課稅
課税単位	世帯単位	世帯単位	世帯単位	世帯単位
	(N 分 N 乗方式*)	(N 分 N 乗方式**)	(N 分 N 乗方式**)	(N分N乗方式**)
が 納税者に係る 控除等(注 1)	社会保険料控除 必要経費概算控除(10%) 給与所得控除(20%)*** 税率不適用所得 (1,330 ユーロ)(注 2)	社会保険料控除 必要経費概算控除(10%) 給与所得控除(20%)*** 税率不適用所得(2,677 ユーロ)	社会保険料控除 一般社会税控除 必要経費概算控除(10%)*** 給与所得控除(20%) 税率不適用所得(3,999 ユーロ)	社会保険料控除 一般社会税控除 必要経費概算控除(10%)*** 税率不適用所得(5,875 ユーロ) ※給与所得控除は 2007 年に廃止
·配偶者に係る	税率不適用所得	税率不適用所得	税率不適用所得	税率不適用所得
控除等	(1,330 ユーロ)	(2,677 ユーロ)	(3,999 ユーロ)	(5,875 ユーロ)
被扶養親族に	税率不適用所得	税率不適用所得	税率不適用所得	税率不適用所得
係る控除等	(1,330 ユーロ)	(2,677 ユーロ)	(3,999 ユーロ)	(5,875 ユ―ロ)

(備考) 1ユーロ=6.55957 フランで換算。

- * 子どもの家族除数は、子ども一人あたり0.5 とされていた(1980 年まで)。
- ** 子どもの家族除数は、第二子まで0.5、第三子以降1とされている(1981年から)。
- *** 給与所得控除の額は、収入から必要経費概算控除までの各種控除を控除した後の金額に対して20%となっている。
- (注1)所得税の計算にあたっては、諸控除を記載した順番に収入から控除することとなっている。
- (注 2)税率不適用所得の金額は、家族除数(N) 1 あたりの金額である。

主要国の所得税等の最高税率について(未定稿)

(2010年1月現在)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
所得税	40%	35% (注1)	40% (注2)	45% (注3)	40%
住民税等	10%	12. 6%		2. 48% (注3)	8% (注4)
所得税十 住民税等	50%	47. 6%	40%	4748%	48%
所得税の ブラケット数	6	6	2	一 (注3)	.4

⁽注1) アメリカの地方所得税は、ニューヨーク州及びニューヨーク市の所得税率の合計値。また、2010年2月に公表された大統領予算教書において、 所得税の最高税率の引き上げ(35%→39.6%)が提案されている。

⁽注2) イギリスには地方所得税はない。<u>また、2009 年 12 月に公表されたプレ・バジェット・レポートにおいて、所得税の最高税率の引き上げ(40%→50%)等が提案されている。</u>

⁽注3)ドイツの所得税は共有税であり、連邦、州及び市町村にそれぞれ税収が分配される。また、所得税に加えて、連帯付加税(原則、所得税額の 5.5%、最高税率 2.48%)が課されている。ドイツには所得税率ブラケットは存在せず、税率表にしたがって税額が決定される。

⁽注4) フランスには地方所得税はないが、社会保障関連諸税(計8%)が給与収入に対して課されている。